項の項中「外国居住者等」を「外国居住者等（外国居住者等の所得による相互主義による所得税等の非課税等する法律（以下「外国居住者等所得相除法」という。）第二条第三号に規定す国居住者等をいう。以下同じ。）」に、「若しくは固定的施設を」を「（租税条約に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）若しくは固定的施設（租税条約に規定する固定的施設のうち国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）を」に、「適用開始日（所得税法（平成二十八年法律五十六条第一項に規定う。以下同じ。）」を「適用開始日」に改め、同表第四条第一項第二号の項中「係る外国」を「係る外国（外国居住者等所得相互免除法第二条第三号に規定する外国をいう。以下同じ。）」に改める。

第九条の表第一項の項中「若しくは固定的施設を」を「（租税条約に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）若しくは固定的施設（租税条約に規定する固定的施設のうち国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）を」に改める。

第十六条の表第二号の項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に改める。

第十七条の表第二号の項中「第百三十九条第一項」を「第二条第十二号の十九ただし書」に、「租税条約を」を「条約を」に、「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に、「第三十七条第一項」を「第二条第六号」に改め、同表第三号の項中「特定恒久的施設」を「国内事業所等」に改める。

**附　則**

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

## ○総務省令第四号
## 財務省令第四号

所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の施行に伴い、及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月三十一日

総務大臣　野田　聖子
財務大臣　麻生　太郎

### 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第八号及び第九号を削り、同条第十号を同条第八号とし、同条第十一号を同条第九号とする。

第一条の二を削る。

第一条の三第一項第一号中「（個人番号」の下に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を、「（法人番号」の下に「（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「おいて納税者番号」の下に「（租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいう。以下同じ。）」を加え、同項第七号中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加え、同条を第一条の二とする。

第二条第四項中「法人税法」の下に「（昭和四十年法律第三十四号）」を加える。

第四条第一項中「若しくは固定的施設を」を「（租税条約に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）若しくは固定的施設（租税条約に規定する固定的施設のうち国内にあるものをいう。以下この条において同じ。）を」に改め、同条第二項第二号中「係る」の下に「租税条約の」を加える。

第五条第四項を次のように改める。

4　前項の規定による所得税の還付の請求をしようとする者は、第一項各号に掲げる事項並びにその還付を受けようとする所得税の額及びその計算に関して必要な事項を記載した還付請求書を、当該所得税に係る源泉徴収義務者を経由して、当該源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

第五条第五項中「において準用する第一条の二第四項」を「前条第四項」に改める。

第六条第四項及び第五項中「第一条の二第四項」を「前条第四項」に改める。

第七条第四項及び第五項並びに第九条第四項及び第五項中「第一条の二第四項」を「第五条第四項」に改める。

第九条の二第一項中「又は同法」を「又は」に、「事業年度の」を「事業年度（法人税法第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。以下第九条の四までにおいて同じ。）の」に、「第七十二条第一項各号」を「第百四十四条の四第一項各号若しくは第二項各号」に改め、同項第十号中「第一条の三第二項第十四号」を「第一条の二第二項第十四号」に改め、同条第二項中「条件を定める」の下に「次に掲げる」を加え、「であつて総務大臣及び財務大臣が定めるもの」を削り、同項に次の各号を加える。

一　租税条約に基づく特典を受ける権利を有する者を一又は二以上の類型別に区分された基準を満たす相手国居住者等に制限する旨を定める当該租税条約の規定

二　租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者が我が国及び当該相手国等以外の国又は地域にある当該租税条約に規定する恒久的施設に帰せられる所得を有する場合に、当該所得に対し当該租税条約の規定により認められる特典を与えない旨又は制限する旨を定める当該租税条約の規定（当該租税条約の権限ある当局が正当と認める場合に当該特典を与えることができる旨の定めに係る部分に限る。）

第九条の二第三項中「もの」の下に「（前項第二号に掲げる規定に係る者を除く。）」を加え、同条第五項中「（以下第九条の五までにおいて「認定適格者等」という。）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　第二項第一号に掲げる規定のうち適格者（個人、租税条約の相手国等、当該相手国等の地方政府若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、当該相手国等の中央銀行、法人その他の団体（その主たる種類の株式又は持分が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、当該有価証券市場において通常取引されることその他これに類する基準を満たすものに限る。）又は個人以外の者（当該相手国等の法令に基づいて組織された者であつて次に掲げるものに限る。）に該当することにより当該租税条約に基づく特典が与えられる旨を定める規定以外の規定

イ　主として退職年金、退職手当その他これらに類する報酬を管理し、又は給付することを目的として運営されるもの

ロ　銀行業、金融商品取引業又は保険業その他これらに類する業務を営むもの（当該相手国等の法令により規制されるものに限る。）

ハ　宗教、慈善、教育、学術、文芸その他公益を目的として活動するもの（当該相手国等の法令により当該相手国等において租税を課することができないこととされるものに限る。）

二　第二項第二号に掲げる規定